

(No.《受付番号》)

令和 6 年 12 月 4 日

《氏名》 様

司法研修所事務局総務課寮務係

入寮許可通知書

あなたの司法研修所寮への入寮は、以下のとおり許可されました。

※ 入寮の必要がなくなった場合は、12月23日(月)までに入寮辞退の連絡をしてください。

(連絡先) 司法研修所総務課寮務係 048-235-8985 (平日午前8時30分から午後5時まで(午後零時15分から午後1時までを除く。))

1 入寮日 令和7年1月14日(火)《自》:00-《至》:00

いずみ寮1階ロビーで入寮手続実施(入構時は北門を利用)

2 寮棟・部屋番号 いずみ寮 《棟》棟 《部屋番号》号室

3 寮費『31,800円』(振込期限12月23日(月))(手数料は振込者負担)

振込先

(1) ゆうちょ銀行から振込

(依頼人名は、**入寮者本人の氏名**とすること)

(2) 他行からの振込時の振込先

金融機関

店 名

種 目

受取人 シホウケンシユウジヨ(シホウシユウシユウセイ)

4 荷物送付について(元払いで発送【着払い厳禁】【置き配厳禁】)

(1) 入寮日前の配達日時指定

ヤマト運輸 令和7年1月12日(日) 午前中必着

ゆうパック、佐川急便 令和7年1月13日(月) 午前中必着

※ 部屋に搬入する都合上、上記の配達日時を指定すること。

(2) (1)の日時以降到着の荷物

(1)の日時以降に到着する荷物は、いずみ寮A棟1階ロビーから各自で居室まで運ぶ。

※ 入寮に際し、(1)の日時以降の配達は極力避けること。

(3) 送り先(散逸防止のため個々の荷物に部屋番号及び氏名記載)

〒351-0194 埼玉県和光市南2-3-8 司法研修所いずみ寮●棟●●●号室 気付「第77期 ● ● ● ● (本人名) あて」

5 司法研修所の敷地に入構する際は、守衛室で身分証明書を提示する。

6 別紙の留意事項等を熟読の上、入寮する。

- (1) 司法研修所の寮について（別紙1）
- (2) いづみ寮・ひかり寮の入寮等に関する留意事項（別紙2）

(別紙1)

(R 6. 12. 4 寮務係)

司法研修所の寮について

1 所在地

埼玉県和光市南二丁目3番8号（いずみ寮A棟、B棟及びひかり寮）

2 アクセス

東武東上線、東京メトロ有楽町線・副都心線和光市駅又は西武池袋線大泉学園駅からバス

※ 入寮する際は、「樹林公園」のバス停が最寄りとなる。

（樹林公園側にある「北門」がいずみ寮玄関に最寄りの門扉である。「司法研修所」又は「司法研修所入口」で下車すると更に5分から10分歩くことになるので注意）

(1) 【和光市駅】から

ア バス利用（和光市駅南口）

東武バスのりば1

[和01 司法研修所 循環]

[和01 二軒新田 行]

> 「樹林公園」下車（約10分）+徒歩5分

西武バスのりば4

[泉39 大泉学園駅北口(丸山台経由) 行]

[泉39-1 大泉学園駅北口(駅入口経由) 行]

[泉40 長久保 行]

> 「樹林公園」下車（約10分）+徒歩5分

イ 徒歩

約25分（約2km）

(2) 【大泉学園駅】から

ア バス利用（大泉学園駅北口）

西武バスのりば1

[泉39 和光市駅南口 行]

> 「樹林公園」下車（約20分）+徒歩5分

西武バスのりば2

[泉33 成増駅南口 行]

> 「司法研修所」下車（約15分）+徒歩10分

イ 徒歩

約50分（約3.5km）

3 荷物送付

配達を依頼する際は、入寮許可通知書で指定する「入寮日前の配達日時指定」に従い、「元払い」で支払いを済ませておくこと【着払い、置き配及び自家用車を利用しての荷物搬入等は厳禁】

4 施設

(1) 建物等について

ア いづみ寮A棟 地上7階建：男性棟
B棟 地上7階建：女性棟

※ いづみ寮B棟への男性の立ち入りは厳禁

ひかり寮 地上3階建：男性棟

イ 門限 23時厳守 監視カメラあり

(2) 共用スペースについて

ア 寮内土足厳禁 (上履き持参)

イ エレベーター 各棟あり

ウ 給湯室 各階 (電子レンジ、オーブントースター、冷蔵庫あり)

エ トイレ 各階

オ ランドリー室 各階 (備付けの洗剤なし 必要に応じて持参する)

カ 談話室、セミナールーム、資料室あり

キ 食堂 図書館棟2階

ク 寮内全面禁煙 (敷地内に屋外喫煙所あり)

(3) 居室について

ア 1人部屋 (約18平方メートル (ベランダを含む))

【注意事項】

- 割り当てられた部屋を司法修習生同士で交換することは認められない。

- テープ類 (セロテープ含む) での壁への貼付禁止 (なげしにピン止めする。塗装が剥げた場合、原状回復費用を負担してもらう。)

- エアコンを除く消費電力の合計1,500ワット

- 調理用電気器具使用不可 (ガスコンロ等火気器具の使用厳禁)

イ 机、椅子、本棚、電気スタンド、エアコン、小型冷蔵庫 (50センチ四方程度)、電話機 (内線のみ)、クローゼット、押入れあり

ウ ユニットバス (トイレ付) (備付けのトイレットペーパーなし、ウォシュレットなし、シャンプー・リンス等のアメニティグッズなし 必要に応じて持参する)

エ 寝具一式 (ベッド、マットレス、枕、掛け布団、ベッドパットあり)

※ リネン (シーツ、枕カバー、掛け布団カバー) は、各階のリネン室に置いてあるので、各自で1週間に一度交換を行う。

オ 無線LANルーター (ただし、各人が直接、業者とインターネット接続にかかる契約をする必要がある (有料)。入寮時にいづみ寮1Fロビーに業者が契約受付窓口を設置予定)

カ テレビなし

(別紙2)

いざみ寮・ひかり寮の入寮等に関する留意事項

1 入寮日

令和7年1月14日（火）とする。

なお、移動と入寮の集中等を避けるため、受付時間を指定する。

【午前11時～午後0時受付】

実務修習地：水戸、宇都宮、前橋、静岡、甲府

【午後0時から午後1時受付】

実務修習地：新潟、名古屋、仙台、福島

【午後1時～午後2時受付】

実務修習地：長野、津、岐阜、福井、金沢、富山、岡山、鳥取、松江

【午後2時～午後3時受付】

実務修習地：山口、福岡、熊本、盛岡、青森

【午後3時～午後4時受付】

実務修習地：広島、佐賀、長崎、山形、秋田、高松、徳島、高知、松山

【午後4時から午後5時受付】

実務修習地：大分、鹿児島、宮崎、那覇、札幌、函館、旭川、釧路

2 退寮日

令和7年3月8日（土）とする。ただし、変更する可能性もあるので、その場合は速やかに周知する。

なお、自己都合により退寮日より前に退寮を希望する者は、退寮する日の1週間前までに総務課寮務係に連絡する。

3 施設

「(別紙1) 司法研修所の寮について」及び「司法修習ハンドブック2024.1」の資料編「施設概要」の「3 寮」のとおりである。

4 遵守事項等

「司法修習ハンドブック2024.1」の資料編「15 司法研修所司法修習生在寮準則」及び本書面記載のとおりである。

多くの在寮生が生活することから、上記の準則等に定められた共同生活上のルール及び寮における感染防止対策を遵守すること。これらの遵守事項に違反したときには、退寮を命じられることがある。

5 寮室の割当て

寮室は1人1室とし、その割当ては当研修所が行う。割り当てられた部屋を司法修習生同士で交換することは認められない。

6 寮費

(1) 入寮を許可された者は、入寮期間中の寮費として31,800円を負担する。なお、寮費は、寮施設利用の実費に相当するもので、家賃としての性質を有

【機密性2】

するものではない。

(2) 審費は、入審許可通知書に記載の指定口座へ期限内に払い込む。

7 問い合わせ先（平日午前8時30分から午後5時まで（午後零時15分から午後1時までを除く。））

〒351-0194 埼玉県和光市南二丁目3番8号

司法研修所（いずみ寮）事務局総務課寮務係

TEL 048-235-8985（直通）

令和 6 年 12 月 4 日

《氏名》 様

司法研修所事務局総務課寮務係

入寮許可通知書

あなたは、税務大学校和光校舎内の寮（以下「税大寮」という）への入寮を、以下のとおり許可されました。

ただし、税大寮への入寮に当たっては、外部機関である同大学校が管理する施設を利用させていただくこととなる関係上、当然に、同大学校における施設利用に関する定め（門限、構内での飲酒の禁止、喧騒にわたる行為の禁止等。別添「税務大学校本校寮生規則（抜粋）」参照）を厳守していただく必要があります、これに違反した場合は退寮となる場合があります。

なお、入寮に係る費用も司法研修所寮とは異なります（「振込額のお知らせ」参照）。

※ 上記の内容を踏まえ、入寮の必要がなくなった場合は、12月23日（月）までに入寮辞退の連絡をしてください。

（入寮辞退の連絡先） 司法研修所総務課寮務係 048-235-8985（平日午前8時30分から午後5時まで（午後零時15分から午後1時までを除く。））

1 入寮日 令和7年1月14日（火）14：00-15：50

入構時は西門のみ利用可

午後4時から午後4時30分まで、入寮手続（居室の鍵等の交付）及びオリエンテーションを階段教室棟の「階段教室」で実施するので、必ず参加すること。

使用する教室は、当日の案内の指示に従うこと。

2 寮棟・部屋番号 税大和光寮 《部屋番号》号室

3 寮費・居室清掃費用（振込期限12月23日（月））（手数料は振込者負担）

※振込期限は必ず厳守すること。

振込先

(1) ゆうちょ銀行から振込

（依頼人名は、入寮者本人の氏名にすること）

(2) 他行からの振込時の振込先

金融機関

店 名

種 目

受取人 シホウケンシユウジヨ（シホウシユウシユウセイ）

請求額

50,810円（リネン・清掃費込）

【機密性2】

4 荷物送付について

入寮に際しての荷物の送付、入寮中の荷物の発送及び受取並びに退寮に際しての荷物の発送については、後日お知らせする。

5 税務大学校の敷地に入構する際は、身分証明書を提示する。

6 別紙の留意事項等を熟読の上、入寮する。

- (1) 税務大学校和光寮について（別紙1）
- (2) 税務大学校和光寮入寮等に関する留意事項（別紙2）

(別紙1)

税務大学校和光寮について

税務大学校寮への入寮に当たっては、外部機関である税務大学校が管理する施設を利用させていただくこととなる関係上、当然に、同大学校における施設利用に関する定め（門限、寮内での飲酒の禁止、喧騒にわたる行為の禁止等。別添「税務大学校本校研修生規則（抜粋）」及び「税務大学校本校寮生規則（抜粋）」参照）を厳守してもらう必要があり、**これに違反した場合は退寮となることがあります。**

なお、入寮に係る費用も司法研修所寮とは異なります（別紙2「税務大学校和光寮入寮に関する留意事項」参照）。

以下、税務大学校和光寮入寮までのアクセス等の情報をお知らせします。

1 所在地

埼玉県和光市南二丁目3番7号（和光寮）

2 アクセス

和光市駅または大泉学園駅からバス

※ 入寮する際は、「樹林公園」バス停が最寄りとなる。

「樹林公園」バス停最寄り（バスの進行方向約80メートル先左側）にある税務大学校の「西門」が和光寮正面玄関に最寄りの門扉である。和光市駅から向かう場合、「司法研修所」バス停あるいは「司法研修所入口」バス停で下車すると更に5分から10分歩くことになるので注意。

(1) 【和光市駅】から

ア バス利用（和光市駅南口発）

バスのりば1

[和01 司法研修所 循環]

[和01 二軒新田 行]

> 「樹林公園」下車（乗車約10分）+徒歩5分

バスのりば4

[泉39 大泉学園駅北口(丸山台経由) 行]

[泉39-1 大泉学園駅北口(和光市駅入口経由) 行]

[泉40 長久保 行]

> 「樹林公園」下車（乗車約10分）+徒歩5分

イ 徒歩

約25分（約2km）

(2) 【大泉学園駅】から

ア バス利用（大泉学園駅北口発）

西武バスのりば1

[泉39 和光市駅南口 行]

> 「樹林公園」下車（乗車約20分）+徒歩5分

西武バスのりば2

[泉33 成増駅南口 行]

> 「司法研修所」下車（乗車約15分）+徒歩10分

イ 徒歩

約45分(約3.5km)

3 荷物の発送等

入寮に際しての荷物の送付、入寮中の荷物の発送及び受取並びに退寮に際しての荷物の発送については、後日お知らせする。

4 施設

(1) 建物等について(税務大学校和光校舎和光寮 地上10階建)

ア 動線となるエントランス、階段を除き、異性フロアへの立ち入り禁止

イ 門限(寮正面玄関) 午後11時厳守

電磁ロックにより閉鎖、監視カメラあり、**翌日午前6時まで外出不可**

(2) 共用スペースについて

ア 寮内土足厳禁(上履き持参)

イ エレベーター

ウ 洗濯・湯沸室

各階：洗濯乾燥機、冷蔵庫、給湯器、電子レンジ、トースター

奇数階：掃除機、自動販売機(1・5・9階のみ)

エ 食堂等 厚生棟1階(食堂、喫茶室、売店、文具店) 平日のみ営業

オ 飲酒 **寮内における飲酒は一切禁止**

カ 喫煙所 寮内禁煙(寮1階中庭に喫煙スペースあり)

(3) 居室について

ア 1人部屋

【注意事項】

- ・ 本人以外立ち入り禁止
- ・ 割り当てられた部屋を司法修習生同士で交換することは認められない。
- ・ 禁止事項に違反したときは、退寮を命じることがある。

イ 机、椅子、本棚、電気スタンド、エアコン、電話機(内線のみ)、クローゼット、押入れあり

ウ ユニットバス(トイレ付)(ウォシュレットなし、備え付けのシャンプー・リンス等のアメニティグッズなし 必要に応じて持参する)

エ 寝具一式(ベッド、マットレス、枕、掛け布団、敷布団、毛布あり)

リネン室扉に掲示の「リネン交換日程等交換日」を確認し、シーツの交換を実施すること。

オ インターネット環境

指定業者の提供するインターネット接続サービスの契約可

利用についてはおって案内するので、希望する者は事前に申込みを行う。

カ テレビ

なし

キ 冷蔵庫

居室内の冷蔵庫を使用する場合は、税務大学校内の売店で別途契約が必要となる。

入寮オリエンテーション後、和光寮1階において、使用申込の受付を行う。

レンタル料金は、4,400円(使用しない場合は、居室前に搬出すること。)。

(4) その他

【機密性 2】

自転車の持ち込みは不可（なお、貸出用自転車あり）

5 和光寮連絡員について

和光寮連絡員（男女各 1 名）は、司法修習生を代表して司法研修所との連絡体制を整えるほか、緊急時における税務大学校から寮生への情報伝達、災害時の寮生の安否確認及び税務大学校庁舎管理係への連絡を行うために任命される。

(別紙2)

税務大学校和光寮入寮等に関する留意事項

1 入寮日

令和7年1月14日（火）午後2時から午後3時50分まで

入構時は西門を利用

午後4時から午後4時30分まで、入寮手続（居室の鍵等の交付）及びオリエンテーションを階段教室棟の「階段教室」で実施するので、必ず参加すること。使用する教室は、当日の案内の指示に従うこと。

2 退寮日

令和7年3月8日（土）正午までに退寮（正午まで西門の利用可）

考試終了日の3月7日（金）に退寮することも認める。

3 遵守事項等

「司法修習ハンドブック2024.1」の資料編「15 司法研修所司法修習生在寮準則」（以下「準則」という。なお、税務大学校和光寮についてもこれに準じるものとする。）及び本書面記載のとおりである。

多くの在寮生が生活することから、上記の準則等に定められた共同生活上のルールを遵守するほか、税務大学校における施設利用に関する定めに従うこと。

これらの遵守事項に違反したときには、退寮を命じられることがある。

4 名札の着用

税務大学校敷地内では、司法研修所から入寮日に配布される名札を常に着用する。

5 寮室の割当て

寮室は1人1室とし、その割当ては司法研修所が行う。割り当てられた居室を司法修習生同士で交換することは認められない。これに違反したときは、退寮を命じられることがある。

6 寮費

寮費として、1月分：16,070円 2月分：24,980円 3月分：9,760円、合計50,810円（リネン・清掃費込）を負担する。

なお、寮費は、寮施設利用の実費に相当するもので、家賃としての性質を有するものではない。

寮費は、入寮許可通知書に記載の指定口座へ期限内に振り込む。

7 問い合わせ先（平日午前8時30分から午後5時まで（午後零時15分から午後1時までを除く。））

〒351-0194 埼玉県和光市南二丁目3番8号

司法研修所事務局総務課寮務係（いずみ寮）

TEL 048-235-8985（直通）

税務大学校本校研修生規則（抜粋）

（以下の規則において、学寮を寮に、研修生を司法修習生に、研修期間を修習期間（考試期間）に、それぞれ読み替えてください。）

（総 則）

第1条 この規則は、研修生が、その研修期間中に守らなければならない事項を定めたものである。

（名札の着用）

第7条 研修生は、本校の敷地内（以下「構内」という。ただし、この条においては学寮内を除く。）においては、必ず指定された名札を着用しなければならない。

（施設及び備品の取扱い）

第17条 研修生は、構内の施設及び備品の利用等について、次の事項を守らなければならない。

四 日時を限って貸与された備品は、貸与条件に従い、その期限内に返納すること。

五 構内の施設及び備品を汚損若しくは損傷し、又は滅失（備品にあっては亡失）した場合は、遅滞なく総務主事に届け出て、その指示を受けること。

（火気の取締り）

第21条 研修生は、構内における火災の予防及び対策のため、次の事項を守らなければならない。

一 喫煙は灰皿等の備え付けられた指定の場所において行うこと。

二 火災発生のおそれのある状態を発見したときは、速やかに警報及び防火のために必要な措置を探ること。

（災害対応）

第22条 研修生は、災害時においては、別に定めるところにより適切に行動しなければならない。

（清掃等）

第23条

2 紙くず、空き缶等の廃棄物は、定められた場所以外に捨ててはならない。

（事務室カウンター内等への立入禁止）

第24条 研修生は、事務室カウンター内等の共用施設以外の施設に、みだりに立ち入ってはならない。

（飲酒等の禁止）

第25条 研修生は、構内において飲酒及びマージャンをしてはならない。

（自動車等による通校等の禁止）

【機密性2】

第26条 研修生は、自動車、オートバイ若しくは自転車等を通校に使用し、又は構内に持ち込んではならない。ただし、特段の事情により、校長が認めた場合はこの限りでない。

(原状回復費用の負担)

第27条 構内の施設及び備品を汚損若しくは損傷し、又は滅失（備品にあっては亡失）した研修生は、原状回復のための費用を負担しなければならない。

(隨時の指示)

第29条 研修生は、前各条のほか研修の実施に関し、校長が必要に応じて指示するところに従うものとする。

税務大学校本校寮生規則（抜粋）

（以下の規則において、学寮を寮に、研修生を司法修習生に、研修期間を修習期間（考試期間）に、学寮委員を寮連絡員に、それぞれ読み替えてください。）

（総 則）

第1条 この規則は、学寮に入寮する研修生（以下「寮生」という。）が、入寮中に守らなければならない事項を定めたものである。

2 寮生は、この規則を誠実に守り、共同生活の規律を保持し、融和に努めなければならない。

（入 寮）

第2条 寮生は、あらかじめ学寮に関する案内等により、学寮生活の内容について理解し、指定された居室に入居するものとする。

（転寮等）

第3条 寮生は、校長が必要と認めるときは、その指示するところにより転寮又は転室するものとする。

（退 寮）

第4条 寮生は、研修期間が終了したとき、退校、除籍等により研修生でなくなったとき、又は退寮命令を受けたときは、その翌日までに退寮しなければならない。ただし、特別の事情があるときは、校長に申請して退寮延期の許可を受けることができる。

2 寮生は、総務主事の指示に従い、所定の手続を行った上で退寮するものとする。

（委 員）

第5条 学寮の共同生活を円滑にするため、学寮委員を置く。

2 委員は、その研修における寮生を代表し、総務主事と常に緊密な連絡を保ち、学寮における秩序の維持その他学寮の共同生活に関する事項の実施に当たるものとする。

（当 番）

第6条 別に定めるところにより、学寮当番を置く。

2 当番は、当番の区分に応じそれぞれの任務に当たるものとする。

一 学寮当番の任務は次のとおりとする。

イ 消灯時に学寮内を巡回し、火気の点検、窓等の施錠及び施設・共用備品の点検を行うこと並びにその他の必要な措置を探すこと。

ロ 学寮内における連絡並びに総務主事との連絡に当たること。

二 その他総務主事が指示する事項に従事すること。

二 その他の当番の任務は総務主事の定めるところによるものとする。

（災害予防等）

第7条 寮生は、災害を予防し、その発生に対処するため、次の事項を守らなければならぬ。

【機密性2】

- 一 ガスコンロ、電熱器及びその他の火災発生のおそれがある器具は、総務主事が承認した場合を除き、使用しないこと。
- 二 喫煙は灰皿等の備え付けられた指定の場所において行うこととし、必ずたばこの吸い殻の後始末をすること。
- 三 外出その他居室を空けるとき、又は就寝するときは、戸締りを完全にすること。
- 四 廊下、非常口、階段等に障害となる物を放置しないこと。
- 五 学寮の内外で火災、盗難等の非常事態を発見したときは、速やかに適切な方法により、警報等の必要な措置を探ること。

(衛生の維持)

- 第8条 寮生は、学寮の内外における良好な環境衛生の維持について相互に協力するものとする。
- 2 寮生は、学寮内に伝染病等の緊急措置を要する病気その他の事故が発生し、又はその疑いが生じたときは、速やかに委員又は総務主事に報告しなければならない。
 - 3 寮生は、居室内の防疫消毒等に際しては、その円滑な実施に協力しなければならない。

(風紀の維持)

- 第9条 寮生は、協力して学寮内における風紀の維持に努めるものとする。
- 2 学寮内において飲酒及びマージャンをしてはならない。

(静肅の保持)

- 第10条 寮生は、他の寮生の学習、休養又は睡眠を妨げないよう、静肅の保持に努めなければならない。
- 2 学寮内における共用部分の消灯時刻については、別に定めるところによる。
 - 3 寮生は、テレビ、ステレオ、楽器及びその他の音声を発する器具の持込み及び使用について、総務主事の指示に従わなければならない。

(施設及び備品の取扱い)

- 第11条 寮生は、学寮の施設及び備品の取扱いについて、次の事項を守らなければならぬ。
- 一 共用備品を私物化しないこと。
 - 二 学寮の施設及び備品に釘打ち等の工作を加えたり、その位置をみだりに変えたりしないこと。
 - 三 学寮の施設及び備品を汚損若しくは損傷し、又は滅失（備品にあっては亡失）した場合は、遅滞なく総務主事に届け出て、その指示を受けること。
 - 四 共用備品として設置したテレビ、電気洗濯機、乾燥機及び電気掃除機等の使用は総務主事が指定する時間内に限ること。

(整理整頓)

- 第12条 寮生は、常に居室の内外の清掃に努めるとともに、整理整頓を心掛けなければならない。

(門限)

- 第13条 学寮の玄関は、午後11時に閉扉するものとする。ただし、総務主事が認める場合

【機密性2】

はこの限りではない。

(来訪者の応対)

第15条 学寮における来訪者との面接は、玄関ロビーその他総務主事が指定する場所において行わなければならない。

2 寄生は、来訪者を学寮内に宿泊させてはならない。

(厚生施設等の利用)

第17条 寄生は、厚生施設等の利用については、別に定めるところにより清潔、衛生及び安全の保持に努めるものとする。

(寄費の負担)

第18条 寄生は、学寮における水道光熱費その他の必要経費を負担するものとする。

(職員の入室)

第19条 寄生は、総務主事等が学寮の施設及び備品の管理のため居室に立ち入る必要があるときは、これに協力しなければならない。

(原状回復費用の負担)

第20条 学寮の施設及び備品を汚損若しくは損傷し、又は滅失（備品にあっては亡失）した寄生は、原状回復のための費用を負担しなければならない。

(隨時の指示)

第22条 寄生は、前各条のほか、学寮の管理及び運営に関し、校長が必要に応じて指示するところに従うものとする。